

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて

平成24年9月11日

水・大気環境課

背景

平成24年5月の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）等の改正により、有害物質に係る排水基準に新たに1,4-ジオキサンが追加され、また、同物質を取り扱う施設が追加されたことにより特定施設の番号が変更された。

これらの改正を受け、今回、「大気汚染防止法に基づく排水基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和53年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号。以下「生環条例施行規則」という。）」を見直すものとする。

第1 法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて

【概要】

有害物質に係る排水基準に新たに1,4-ジオキサンが追加されたこと及び同物質を取り扱う施設が追加されたことにより特定施設の番号が変更されたことに伴い、これらとの整合を図るため、上乗せ条例を改正する。

【現状】

1 法に基づく排水基準について

法に基づく排水基準は、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。）」に定める環境基準（以下「水質環境基準」という。）の維持・達成を図るため、工場・事業場（特定事業場）からの排水について全国一律の基準（以下「一律排水基準」という。）として、「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）」により、設定されている。

2 上乗せ条例に基づく排水基準について

法第3条第3項では、都道府県知事が地域の実情に応じて一律排水基準よりも厳しい基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めることができる旨を規定しており、本県においては上乗せ条例によりこれを定めている。

【法改正内容】

1,4-ジオキサンに係る排水基準等について

1,4-ジオキサンは、当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況

等を踏まえ、平成21年11月に新たに水質環境基準(0.05mg/L)及び地下水環境基準(0.05mg/L)(以下「環境基準」という。)が設定された。

その後、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、工場・事業場からの排水が河川水等により10倍程度希釈される従来の考え方を踏襲し、平成24年5月に、一律排水基準(0.5mg/L)が設定された。

更に、1,4-ジオキサンを取り扱う施設として法施行令別表第1の第66号の2にエチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設が追加されたことに伴い、第66号の2以降の旅館業等の施設番号が繰り下げられた。

【見直しの方向性】

上乗せ条例には、1,4-ジオキサンに係る規定が無いことから、法との整合を図るため、1,4-ジオキサンに係る規定(排水基準)を追加する。

また、1,4-ジオキサンに係る特定施設が新たに追加され、法施行令別表第1の旅館業等の施設番号が変更されたことから、その内容を上乗せ条例に反映する。

【見直し案】

上乗せ条例における1,4-ジオキサンの特別排水基準*等の改正案

1 特別排水基準の設定

上乗せ条例第2条第1項に定める、排水基準及びこれを適用する区域を定める別表第2、1特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準(以下「特別排水基準」という。)に、1,4-ジオキサンを追加し、当該物質に係る特別排水基準を0.05mg/L(一律排水基準の10分の1)と定める。

【1,4-ジオキサンの規制状況】

(単位: mg/L)

環境基準	一律排水基準 (省令)	特別排水基準 (上乗せ条例)
水質環境基準 : 0.05 地下水環境基準 : 0.05 (平成21年11月)	0.5 (平成24年5月)	<u>0.05</u> (改正案)

※特別排水基準

「福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年福島県条例第32号。以下「生環条例」という。)」第28条第1項に規定する特別排水規制水域及び同条例第49条第1項に規定する地下水水質保全特別区域に適用される排水基準。

2 特定施設の番号の変更

法施行令別表第1に1,4-ジオキサンに係る特定施設が新たに加わり、特定施設の番号が繰り下げられたため、上乗せ条例第2条第1項に定める、排水基準及びこれを適用する区域を定める別表第2、「2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準」及び「3 項目に係る排出基準」において、整合を図る。

変更前	変更後
66の2 旅館業の用に供するちゅう房施設等	66の2 エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサンの混合施設
	66の3 旅館業の用に供するちゅう房施設等

66の7 バー、飲食店等に設置されるちゅう房施設	_____
	66の8 バー、飲食店等に設置されるちゅう房施設

第2 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

【概要】

有害物質に係る排水基準に新たに1,4-ジオキサンが追加されたこと及び排水、特定地下浸透水等に係る同物質の検定方法及び測定方法が定められたことに伴い、これとの整合を図るため生環条例施行規則を改正する。

【現状】

公害の防止と生活環境の保全等の推進を目的として、生環条例において12の業種及び施設を設置する工場・事業場（廃棄物最終処分場等）を排水指定事業場として規定し、また、生環条例施行規則において、排水指定事業場に対する排水基準（以下「排水指定事業場排水基準」という。）及び人の健康に係る物質（以下「法定有害物質等」という。）に係る地下浸透水の基準を定めている。

【法改正内容】

1,4-ジオキサンに係る排水基準等について

1,4-ジオキサンは、当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえ、平成21年11月に新たに水質環境基準（0.05mg/L）及び地下水環境基準（0.05mg/L）（以下「環境基準」という。）が設定された。

その後、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、工場・事業場からの排水が河川水等により10倍程度希釈される従来の考え方を踏襲し、平成24年5月に、一律排水基準（0.5mg/L）が設定された。

更に、排水水、特定地下浸透水等に係る1,4-ジオキサンの検定方法及び測定方法が設定された。

【見直しの方向性】

生環条例には、1,4-ジオキサンに係る規定が無いことから、法との整合を図るため1,4-ジオキサンに係る規定（排水基準及び地下浸透水の基準）を追加する。

【見直し案】

生環条例施行規則における1,4-ジオキサンの排水指定事業場排水基準等の改正案

1 排水指定事業場排水基準の設定

生環条例第29条に定める排水指定事業場排水基準及び同条例第51条に定める地下水水質保全特別区域における排水基準、別表第5、排水指定事業場排水基準「1 法定有害物質に係る排水基準」に1,4-ジオキサンに係る、「特別排水規制水域における許容限度」を0.05mg/L（一律排水基準の10分の1）とし、「その他の水域における許容限度」を0.5mg/L（一律排水基準と同じ値）と定める。

【1,4-ジオキサンの規制状況】

（単位：mg/L）

一律排水基準 （省令） 0.5 （平成24年5月）	排水指定事業場排水基準 （生環条例施行規則） 特別排水規制水域：0.05 その他の水域：0.5 （改正案）
--	---

2 地下浸透水の基準の設定

生環条例第33条に定める地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件である別表第6に1,4-ジオキサンに係る検定方法及び数値を「法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号。）」に掲げる検定方法及び数値（検出下限値0.005mg/L）とする。

【1,4-ジオキサンの検定方法及び数値】

（単位：mg/L）

法定有害物質の種類	検定方法	数値（検出下限値）
1,4-ジオキサン	法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号。）	0.005